

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日

奄美市農業委員会

第 1 2 回定例総会議事録

署名委員 栄 清安

署名委員 福島吉宏

奄美市農業委員会第12回定例総会議事録

1. 招集日時 平成27年12月22日(木) 午後3時00分～

2. 招集場所 奄美市役4階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	前山重一郎	9	大山美智子
2	西盛満	10	中棚昭三十
3	山下優子	11	肥後安美
4	栄清安	12	濱手薫
5	福島吉宏	13	土浜良二
6	前田孝徳	14	中村秀明
7	松崎文好	15	吉卓男
8	野崎清志	16	平井孝宜

4. 欠席委員

なし

5. 議事に参与した者

事務局長 川内 進 事務局次長 池 秀平

住用分室長 茂木 幸生 住用分室主幹 原 俊三

笠利分室長 有川 衛

6. 報告事項

農業委員会視察研修報告

7. 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 会期の決定について

(3) 議案について

議案第86号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第87号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議案第88号 非農地の認定について
- 議案第89号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について
- 議案第90号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第91号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について
- 議案第92号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第93号 笠利地域農用地利用集積計画(農地昼間管理事業活用)利用権の取り消しの決定について
- 議案第94号 奄農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)に対する意見書について
- 議案第95号 農地利用集積計画の調査委員の報告の有無について

協議事項

- ・ 農業者年金加入推進について
- ・ 農業新聞講読推進について

(4) その他

・

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は16人であります。総会は成立いたしました。
これから、平成28年第12回定例総会を開会いたします。

(欠席委員は 委員)

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、4番榮 清安委員と5番福島 吉宏委員の
2名を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第86号から議案第95号までの1
0件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって

本総会の日程は、1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としてお
ります。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入ります。

日程第3

議案第86号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

No.51につきましては、売買による所有権移転でございます。4ページにありますように受人は新規で9ページには営農計画書も添付されており、取得地にはタンカンを植栽する予定で、問題ないものと判断いたします。

No.52につきましては、売買による所有権移転でございます。18ページにありますように受人はサトウキビ66.1アールを栽培しており、取得地には野菜を植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。

No.53につきましては、贈与による所有権移転でございます。28ページにありますように受人はサトウキビ140.8アールを栽培しており、取得地には野菜、サトウキビを植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。

No.54につきましては、売買による所有権移転でございます。46ページありますように受人は観葉植物12.4アールを栽培しており、取得地にも観葉植物を植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。

No.55につきましては、売買による所有権の移転でございます。58ページにありますように受人はサトウキビ200.8アールを栽培しており、取得地にもサトウキビを植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。

No.56につきましては、売買による所有権の移転でございます。73ページにありますように受人は新規で80ページには営農計画書も添付されており、取得地にはバナナ、野菜等を植栽する予定で、問題ないものと判断いたします。

以上6件でございます。

農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われま。以上です。

議長

(前山会長)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。

16番

(平井委員)

農地法第3条の規定によるNo.5 1について調査報告いたします。

12月20日午後6時受人に直接お会いしてお話を聞く事が出来ました。申請人は現在56歳で職業は大工をしております。今回の農地売買が初めての購入になります。購入地には現在タンカン、その他果樹が植えてありますが新品種の植え付けも検討していました。今後は大工仕事と並行して農作業にも取り組むとの事で、今後も規模拡大したいとも仰っておりました。その他耕作地への距離などからしても問題ないと考えられます。

次に譲渡人について報告いたします。今回譲渡人が二人になります。

12月20日9時30分譲渡人の一人に直接お会いしてお話を聞く事が出来ました。これまでの畑の管理はシルバーセンターに委託しての草刈りをお願いしているとの事でした。本人は目が少し悪くて普段の仕事は殆ど出来ていないとの事でした。娘さんも二人いますが後継者はいらっしゃらないとの事でした。

もう一人には12月20日午後6時に電話でお話を伺いました。

この方も畑の管理をしているとの事ですが、体力的に管理が厳しいという事です。両譲渡人とも土地の所在及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いがないとの事でした。

次に土地について報告いたします。

12月20日9時50分譲渡人の一人の立会の下現地確認をいたしました。現地は現在タンカン、他柑橘類、パパイヤ、アボガド等が栽培されており綺麗に管理されている状態であります。園地までの道路も舗装済みで機械等の搬入も可能であると考えられます。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。よろしく願いいたします。以上です。

7番

(松崎委員)

農地法第3条の規定による許可申請についてNo.5 2の受人及び土地について報告をいたします。

12月13日(火)午前9時に受人宅を訪問しました。申請地が受人の自宅前であり申請地まで出向き聞き取り調査をいたしました。

受人に買い取り状況等をお尋ねしましたら自分は高齢だし将来子供達の為にと買い取る事にしたそうです。第一の原因は25ページに申請地の後ろの方に点線で囲まれた畑がありますが、これも受人の土地でこの畑に入るにも車も入らないし耕作道の幅員も1メートル10センチメートル程しかな

く猫車を押していくのにも苦勞するという事で、渡人より売買の話しがあり今回話しが纏まりました。申請書のとおり間違いございませんので委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。

なお、この土地に関しましては現在植栽されておりますのはパパイヤが5本、バナナが17本、後は除草剤を蒔いて草等は枯れております。これからは綺麗に畑を耕耘し野菜等を植栽したいとの事でした。皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

16番

(平井委員)

農地法第3条の規定によるNo.52の譲渡人について調査報告いたします。

12月20日午前9時10分譲渡人に直接お会いしてお話しを聞く事が出来ました。これまでバナナを栽培していて通いながら管理作業をしていたという事ですが、本人は浦上地区に住んでおり通うのも大変であったという事です。それで同じ集落の方に栽培を任せたいという思いもあり、今回の運びになったという事でした。土地の所在及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないとの事でした。以上です。

11番

(肥後委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.53の受人及び土地について調査しましたので報告します。

12月16日午前9時に受人の自宅へ伺い聞き取りをいたしました。この申請が贈与による所有権移転になっている事に対して、渡人の父親と受人の奥様が兄妹で父親が内地に出た後叔母夫婦が全て管理耕作し50年位もなるので叔母夫婦に贈与する事になったとの事です。受人は現在80歳ですが夫婦共にお元気でキビ作りを頑張っておられます。

その後申請の土地を見て回りましたが小さい畑2カ所を除いて立派なキビが作られていました。小さい2カ所についてはバナナ、パパイヤを植えたいと現在準備中でした。申請書には間違いはないとの事でした。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

事務局

(有川笠利分室長)

農地法第3条の規定による許可申請No.53の譲渡人について調査報告いた

します。

譲渡人が大阪府泉南郡熊取町に在住されておりますので電話にて許可申請書及び調査事項により譲渡地番、面積、権利の種類、対価等について調査いたしました。譲受人の奥さんと譲渡人とは叔母、甥の関係にあり、移転する農地については以前から叔母夫婦が耕作を行っており、家督相続により父の名義になり父が亡くなり自分に相続されたと、自分としてはまず叔母の名義に登記して欲しかったが、叔母の世帯間の問題であり譲受の登記名義については任せてありますとの事でした。譲渡地番、筆数、贈与移転等についても申請書のとおり間違いありませんのでよろしくお願ひしますとの事でした。以上です。

13番

(土浜委員)

議案第86号No.54農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。

12月14日午後1時頃受人の自宅にて本人から話しを伺いました。観葉植物を植えて大きく育て小枝を切って福岡県や静岡県に出荷しているとの事でした。栽培面積を増やしたいので友人から買って欲しいとの話しのあった申請地を取得したいとの事でした。申請書の内容等については間違いのないとの事でした。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。ご審議の程よろしくお願ひいたします。以上です。

事務局

(有川笠利分室長)

農地法第3条の規定による許可申請No.54の譲渡人について調査報告いたします。

譲渡人が鹿児島市に在住されておりますので電話にて確認を取りました。12月16日、19日に携帯電話へ掛けましたが繋がらず、19日に留守電に切り替わりましたので返信電話をお願いしました。21日10時頃返信の電話を頂きました。申請書及び確認事項等に基づき所在地番、面積、権利の種類、対価等を確認しました。農地の売買は自分から申し出ており譲受人へ売り渡しました。対価についても本人からの申し出であり、内容については申請書のとおり間違いありませんのでよろしくお願ひしますとの事でした。以上です。

6番

(前田委員)

議案第 86 号農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 54 の所有権移転（売買）の土地について調査しましたので報告いたします。

12月21日午前11時30分に現地で調査しました。1筆についてはゴムの木がジャングル化した状態の土地を現在伐採中でありました。もう1筆については山あしを一辺に持つ土地で農地とするためには重機による改良をすべき状況の土地です。譲受人にも現地より電話連絡し確認する中で譲受人よりこの様な農地のため対価として安くなったとの話しを聞きました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上です。

11番 (肥後委員)

農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 55 の受人及び土地について調査いたしましたので報告します。

12月16日午前10時30分受人の自宅へ伺い調査をいたしました。渡人から何度も買ってくれるよう話しがありましたので規模拡大のため買う事にしたとの事でした。現在どの畑も流動化の契約期間中ですが今期の製糖終了後植替必要な畑は解約引き渡し、今期初めて収穫の畑は平成30年の期限まで耕作する事でお互い合意しているとの事であり申請書に間違いのないとの事でした。その後申請の畑を見て回りましたが、いずれも良く管理されサトウキビが作られていました。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

16番 (平井委員)

農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 55 の譲渡人について調査報告いたします。

12月20日8時40分渡人に直接お会いしてお話しを聞く事が出来ました。出身は万屋なのですが昨年12月に大阪の方から奄美に戻ってきたという事で今鳩浜の方に一人暮らしをしているとの事です。これまで土地を荒れないように知人に貸していたのですが先程報告があったように売買したいという意志があり、同じ出身の方がいたので今回の運びになったという事です。土地の所在及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないとの事でした。以上です。

11番 (肥後委員)

農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 56 の渡人と土地の調査報告をいた

します。

12月21日午後1時30分渡人宅へ伺い話しを聞くと共に譲渡予定の現地へ案内して戴きました。ところが渡人が売買したという土地と申請の土地に食い違いがありましたので、申請の土地はここですと話しますとここは売っていないとの事でした。申請と本人の意志が食い違う以上この申請をよしとする事は出来ません。もう一度渡人、受人が正しく合意が出来るまで本日の委員会での採決は保留にして戴きたいと思っています。渡人もその方がよいとの意見ですのでよろしくご審議をお願いします。出来れば他の委員もこの現地を見て戴きたいと思います。以上です。

事務局

(有川笠利分室長)

農地法第3条の規定による許可申請No.56の譲受人について調査報告いたします。

12月19日譲受人宅を訪れ15時10分頃から15時20分頃まで申請内容等の調査をしましたが、先程の譲渡人の状況を昨日調査委員の方から報告を受けましたので、それに基づいて譲受人の方へ再三連絡を取っておりますが繋がりませんでした。譲渡人の申請によって保留をお願いしたいと思っております。以上です。

議長

(前山会長)

それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番

(吉委員)

一寸確認したいのですが、No.55の金額が物凄く安いのですが間違いないのでしょうか。

11番

(肥後委員)

先程平井委員から話しがありましたとおり本人が内地から引き揚げてきて田舎で耕作している人、他の人が今流動化で耕作しているのですが売りたい売りたいという事でこう言う形になった様です。金額については売り手と買い手ですので私からどうのこうのは言えませんが、それで合意になったと聞いております。

15番

(吉委員)

渡人がこれで承諾しているのでしょうか。

1 1 番	(肥後委員) ええ、大丈夫です。
1 6 番	(平井委員) 一応私も金額について聞いたのですが、一応間違いないとの事でした。
1 5 番	(吉委員) はい、分かりました。
議 長	(前山会長) No.5 6 は保留という事でよろしいですね。 (「異議なし」の声あり) 他に質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第 8 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、No.5 6 を除いて許可意見と認めることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。 よって、議案第 8 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、審議の結果No.5 6 を除いてこれを認めることに決定いたしました。なお、No.5 6 については保留といたします。 日程第 4 議案第 8 7 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(議案の朗読及び農地区分の報告)</p> <p>No.33につきましては、売買による所有権の移転で一般住宅を建設するための申請でございます。申請地は大熊町の山側の都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。</p> <p>以上1件でございます。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請No.33の調査報告をいたします。</p> <p>12月13日12時20分譲受人の携帯に電話しました。申請書の転用計画に記載されているように、現在大島郡龍郷町のアパートに住んでおり名瀬の大熊の徳洲会で仕事をしております。受人の奥さんと渡人の関係については遠い親戚という事もありスムーズに申請出来たという事です。申請書に間違いなという事でもよろしくお願ひしますとの事でした。ご審議の程よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
12番	<p>(濱手委員)</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請No.33について調査報告いたします。</p> <p>12月19日午後1時30分頃譲渡人の自宅に伺い本人と面接し、その場で譲渡される土地の現場へ行きそこで話しを聞く事が出来ました。この書面に記載してあります様な事で相違ない事を確認いたしました。また対価等の記載も間違いのないとの事でした。</p> <p>現地は雑草が少し伸びている程度で事前着工工事等は行われておりませんので問題ないものと思われました。以上報告いたします。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第 87 号農地法第 5 条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 87 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。

日程第 5

議案第 88 号非農地の認定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(議案の朗読及と説明)

No. 24 につきましては、昭和 60 年頃土地の一部に物置を建築し隣接土地の住宅敷地の庭として利用しており、農地として利用出来ないための申請でございます。99 ページには顛末書も添付されております。

申請地は朝仁町の昔の遊園地の向かいの住宅地の中で、場所については担当調査委員の方から報告があると思いますのでよろしく願いいたします。

以上 1 件でございます。

議長

(前山会長)

それでは本案に対する担当委員による調査意見の報告を求めます。

事務局

(池次長)

申請人につきまして事務局から 12 月 13 日午後 1 時 26 分茨城県に住まわれている申請人と同日 1 時 30 分に鹿児島県始良市に住まわれている申請人の携帯に電話いたしました。両申請人の関係は姉弟で茨城の方が姉になるそうです。この申請書の中にある様に顛末書のとおり昭和 60 年頃にこの土地の一部に物置を建築し一部を住宅の敷地の庭として活用していましたが、

何分にもこの土地が農地とは知らず使っていたため今回非農地申請に至った
ところ。以上の事から申請書とおりであることを確認しましたので、ご審
議の程よろしくお願いいたします。以上です。

2 番 (西委員)

非農地認定No.24の現地について、12月16日(金)午後1時30分頃
事務局二人、私とで申請地を見に行きました。

103ページにあります様に県道から細い道を渡ってすぐの場所です。申
請地は物置小屋と庭になってミカン、バンジロウの木が植えられており綺麗
に手入れをしていました。以上です。

議 長 (前山会長)

それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第88号非農地の認定については、担当調査委員による調査意見の
報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号非農地の認定については、審議の結果これを認める
ことに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

議事を再開いたします。

日程第6

議案第89号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権制定)の合意解約の決
定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局	(川内局長) (議案の朗読及び説明)
議長	(前山会長) それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。
15番	(吉委員) 中間管理に載せ替える場合農業委員会は許可をするのですが、10年経った時に中間管理の方は農家の方に通知をされるような体制が取られているのですか。10年したら殆ど職員も変わっていないのですが、そうなると貸した方も亡くなったりすると分からなくなるし、借りた方はそのまま分からずに使えば儲けものですよね、10年は期間が長いと思うのですがそこら辺の中間管理との関係というのはまた話しがあるのでしょうか。
農林振興課	(勇主査) 今の吉委員のお尋ねは至極当然のお尋ねだと思ひまして、私も機構の方に10年はまず永すぎますという事で、当然代替えがあるでしょうという事もあります。返答の方は10年が経過してもこれは正当な契約での関係性ですので代替えがあってもきちんと照会はしますという事でしたが、その通知方法とか様式等はまだ定まっていないという返答がありました。任意の書式でやりとりをされるとはこちらも認識をしておりますが具体的にどの様にするのか、例えば亡くなる等して相続をされた場合とか色々想定がありますけれども、具体的にどの様に周知して通知とかその後の関係性を保つのか、協議が整わなければ返還という事になるのでしょうか、その返還等の手法はまだ定まっていないという返答でした。
議長	(前山会長) よろしいでしょうか。
15番	(吉委員) その10年間というのは本当に永いですよね。今年乗り換えた人は10年ごとと言えばもう幾つになりますか。その書類も何処にあるか分からなくなるのではないと思って、そして貸した方も亡くなった場合果たして中間管理の方が把握出来るのか、なかなか出来ないと思うのです。そう言ったものはどうするのか対策を講じているのか心配になりまして、どんどん載せ替えるの

は良いのですが後々その様な問題が起きるのではないかと心配をしております。

議長

(前山会長)

恐らくそう言った問題が出た時点でむこうは検討するのではないかと考えられますけれども、細かい事ははっきりとは分かりませんね。細かい部分まではなかなか分からないという事で、それぞれが各担当者に聞いて調べてもらうしかないと思います。

事務局

(池次長)

合意解約もですが利用権設定についても先月もあったのですが、自分の畑の期限が切れて分からなかったと言うのがありました。そういう事に関しては農業委員会は今まで通知をしていないと言うのが実情です。利用権設定の様式を自分達で書いて印鑑を押している時点で契約として見なされます。これをコピーするかしないかは個々の自由ではあるのですが、これをちゃんと分かって書いて印鑑を押しているという事でこれは契約と見なしますのでその人達の責任となります。ですので契約が切れているのだの解約をしてそういう状況だったのに分からないという事に関しては、これから先この様式をコピーして渡そうかなと思っているところです。それでも無くした場合こちらに直に来て聞くなりした方がよろしいかなと思うし、これから先また別な形で通知書を出した方が良いのか、またその利用権設定によっては各作物によっては例えば果樹だの野菜だの収穫する前にもう期限が切れましてといったら一寸借り人が困る立場になると思いますので、作物を植える何ヶ月か前に期限が来ましたよと契約を再度するのですかしないのですかというのを明確に聞くためにはどうすれば良いのかというのは今後話し合っていく必要があると思います。

15番

(吉委員)

まだ流動化の場合は期限が3年、5年、6年でまだ分かりやすいと思うのです。10年というのは永いと思ってそう言う心配をしているのです。通知をしないと貸した方も忘れると思うのです。

議長

(前山会長)

殆どの方が忘れる方が多いでしょうね。

1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>普通お金を借りて返し終わるともう終わりましたと通知が来ますよ。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>そこら辺は今後ちゃんと整備していかないといけないと思います。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>その部分は農業委員会も流動化についてはちゃんと管理をして連絡が付くべきだと思うのです。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>そこら辺りは今後整備を図っていきたいと思います。一応この解約の案件については質疑は終結してよろしいですか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第 8 9 号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 8 9 号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定については、これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第 7</p> <p>議案第 9 0 号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p>

	<p>内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>No.3の期間が16年となっておりますがどういう事ですかね。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>16年につきましては、借人、貸人間で契約の設定をしているのですが、この16年という期間はイノシシ防護柵の事業を導入するために会計検査等でこの期間を延長してくれという形で16年になっております。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>その事業の関係という事ですか。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>はい、そうです。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>恐らくこれはイノシシ防護柵の耐用年数が16年という事でこの様になっている筈です。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>はい、分かりました。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>他に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第90号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について</p>

は、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第8

議案第91号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(有川笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第91号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、これを認めることに決定いたしました。

日程第9

議案第92号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局	<p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>(有川笠利分室長) (事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第92号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第92号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第10</p> <p>議案第93号笠利地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)利用権取り消しの決定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長) (事務局の朗読及び説明)</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。</p>

農林振 興課	<p>(勇主査)</p> <p>補足説明をいたします。この案件につきましては、前々回の定例総会で農地中間管理機構に利用権設定するという事でご審議戴いたのですが、これは農地中間管理機構が預かる期日というものが示されていますので、その期日までに農業委員会の決定をみないと預かれないという形で前倒しして上げさせて戴いたのですが、農地中間管理機構の推進員に聞いた話で直接本人から聞いた訳ではありませんが、途中で決定をみたのに関わらず理由は分かりませんが取り下げの願いがあり、やはり中間管理機構には預けません従来どおりにして下さいという事での利用権設定の取り消しのご依頼ですので理由についての詳細は不明です。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第93号笠利地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）利用権の取り消し決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第93号笠利地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）利用権の取り消し決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p>
事務局	<p>日程第11</p> <p>議案第94号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に対する意見書について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p>

農林振
興課

(勇主査)

別紙資料を二つ用意させて戴きました。今回の見直しのポイントについてという資料と新旧対照表で左が改正案、右が現行になっているものがあります。こちらで説明させて戴きますが、この農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想というのは、先程来利用権設定等で出ています農業経営基盤強化促進法に付随する様々な事業等について市の基本構想、方針を示すものです。農業経営基盤強化促進法自体が大きく分けて認定農業者等の効率的且つ安定的な農業経営、また、認定新規就農者、青年の皆さんの育成をする基準の指標等を示すものです。もうひとつはその皆さんへ農地の集積、流動化をする事、その他利用集積円滑化に関する事等を規定した法ですので、その内容について市の今後の推進の方策、諸事業との連携の方針等に関する市の基本的な方向性を明確にしたものです。については認定農業者の育成と農地の流動化、農地の集積等の大きな指標、構想を示したものとなっております。今回は平成28年3月に国も県も基本的な方針という形で経営基盤強化に関する記述をしておりますが、県の基本方針が改正されました。概ね5年のサイクルで改正されるのですが、その事に伴う基本構想の見直しをなささいという県の指示の下に行っている事務でございます。ちなみに前回の現行構想につきましては平成26年9月に改正を行っております。今回見直しました大きなポイントは三つです。まず一番大きなものは営農の類型を大島支庁の普及の皆様の指導を得ながら刷新をしております。現行に合わない類型がある等というご指導もありましたので、削除を含めて大幅な変更を実施しました。次にその営農類型の変更に伴って序文(項第1)で触れる品目の整理、現行の基本構想につきましては、事業との連携とか品目の展開の方針等が文章で連綿と記載されておりますので非常に解り辛いと、また、内容についても現状と乖離している状況が見られるのではという大島支庁の指導もありましたので、今般県の基本方針と共通の項目を設けまして全く同じ様な項目、題目にしまして県の方針の記載の内容に沿う様な県と類似の表現となる様に文章、表現、字句について修正、追加、削除を実施しております。三点目はこの県の基本方針に合わせた事による項目番号等の整理、また、削除をなささいという項目もありましたので、その修正、削除、それと整理をする過程で公用文書の通則、例えば第1の1の(1)のアの(ア)とすべきところを○記号を使ったり混在したものがございましたので、それについて整理しております。それが大きな改正のポイントです。非常に内容が厚い資料なので全部今日で見て戴く訳にはいかないでしょうから、大きな変更点だけ資料の新旧対照表で説明いたしますと、一番大きな変更点としまして10ページの営

農類型です。第2という項目が認定農業者が目指すべき営農類型となっていて、17ページの第3というのが青年等認定新規就農者が目指す営農類型となっております。今回大幅に変更したのは削除した部分が施設野菜＋露地野菜のトマト、カボチャ型と施設果樹＋露地野菜のパッションフルーツ、カボチャ型、肉用牛＋サトウキビの複合型、露地果樹のタンカン、スモモ型、施設果樹のマンゴー、パッション型の方を削除させて載せておりました5営農類型という形で整理をさせて載せております。新しい改正案の方にはマンゴー専作として施設果樹体系を追加させて載せております。こちらが認定農業者が目指すべき営農類型で、ただ技術員連絡協議会の議論の中でもこれだけの類型が認定農業者として認められるという事ではないという事は確認しております。これ以外の作目は審査会の協議の中で認定農業者として認めるべきかそうでないのか決定していくという事でこの限りではないという事です。続きまして17ページの第3の「新たに農業経営……」は青年等認定新規就農者を認定する時の基本的な営農類型になります。こちらの方も非常に類型数が多いという事で、農業青年を育成する際に沢山の類型で認めるのではなくて市の重点作目とサトウキビやタンカンや生産牛を中心とした類型に改めるべきだという事がありまして整理をいたしました。大幅に削除を行ってございまして第3の方にも一番最後に施設果樹＋露地野菜のパッションフルーツ、カボチャ型という類型を追加させて載せております。後は先程申し上げました様に文言の修正、項目・番号等の修正になっておりますが、序文（項第1）のところは大幅に県の基本方針に書いてある内容に書き換えをいたしましたので、真っ赤で解りにくい形になっておりますが、全て変更したので全く違う文章になったのでこの様な整理の仕方になっているのはご了解を戴きたいと思っております。また、こちらの営農類型については大島支庁の各営農指導の担当の指導を受けて作成しておりますが、奄美市の営農指導の担当も専門の担当者は中身は重々承知しておりますので、もし疑問点があれば各営農担当の方にお尋ねを戴ければ回答出来るかと思っております。農業委員会の皆様に関係する第5の農業経営基盤強化促進事業に関する事項や第6の農地利用集積円滑化事業に関する事項等は、そもそも今回は農業経営基盤強化促進法が改正された訳ではありませんし、大きな制度の改正、前回平成5、6年の様な大きな変更はありませんでしたので内容に大きな変更はありません。説明は以上です。

議長

（前山会長）

それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

妥当だと思われるか、ここはおかしいのではないかとここは変更した方が良いのではという意見がありましたらお願いします。一応改正のポイントとして資料の2の方に3つ書いてありますが、そこらを見て戴ければ良いと思いますので、これは営農類型毎の農業経営の指標とかが変更されたのに伴う変更ですので、それを我々がどうのこうのと言うのもどうかと思います。

事務局

(池次長)

これは決定ではなくて新たに変更があったという報告という事で捉えた方がよろしいかと思えます。これは先程説明した様にあくまでも認定農家、新規農家に対する基準としての目安です。これは直接農業委員会に関係が無いとは言いませんが、36ページにある様に農地利用集積円滑化事業に関する事項とかさわりがありますが、殆どが先程言った様に認定農家とか新規農家に対する指標です。それが変わればこう言う風に報告するという形になっていますので、あくまでもこれは議案の中の文言に決定を求めますとありますが、報告という形で捉えた方が良いのではないかと思えます。

議長

(前山会長)

この様に改正になりましたという事で中身を皆さんもご承知おき戴きたいという事です。

農林振
興課

(勇主査)

補足ですけども、今池次長がおっしゃったのが正当でありまして、本来であれば5年に1回の改正で農政系の事務局としては法制度も変わらなければ全く変更点もないという認識でいたのですが、尚且つ僅か2年半前に法改正があったのでそれを何故わざわざ変えなければならないのかという意見もありましたが、大島支庁の強い指導もありまして営農類型も多すぎるとか認定農業者や認定新規就農者がそれでは悩ましく思ってしまうのではないかと、あと営農指導担当職員も非常に悩むという事でシンプルイズベストの考え方で直すべきではないかという指導が今回ありましたので、その指導に従ってというところと、皆さんが業務としてやっていらっしゃる経営基盤強化法の改正は平成22年以降はないですので、やり方や市の基本方針には変更はありませんのでそれを踏まえて何かご意見があれば戴ければという事と、前回26年の改正の時の状況を報告しましたが、定例総会に上程してご意見を戴いておりましたので説明をさせて戴きました。よろしくお願ひいたします。

<p>議 長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>大幅な改正といっても根底を覆す様な改正ではございませんので、出来るだけ現状に即したやり方と番号の違いとかそこら辺が変わったという位の事で、そんなに大きな変わりはないと思います。一応皆さん帰られて是非目を通してこういう改正があったと解る様に研修されておいて下さい。</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第94号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)に対する意見書については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第94号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)に対する意見書については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第12</p> <p>議案第95号農用地利用集積計画の調査委員の報告の有無について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>先程一寸出ましたが、集積計画の調査委員の報告の有無という事で、調査委員としてこちらに載せてございますけれども、調査する事もないし報告をした事もないという事で、これで良いのかどうかという事での議案なのです。</p>

15番	<p>(吉委員)</p> <p>もう要らないのではないのかという事なんですよね。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>私もこういうのは十何年間やってきて初めて聞く感じですが、恐らく農業委員さんがこの流動化の申請を出したりしていたという事もあるって、農業委員さんの調査報告はなかったのかなと思ったりもするのですが、今回利用権設定も出ていますが農業委員さん自らが指導して書いて出した案件もあるでしょうし、勿論個人々がそれぞれ書いて出す案件もあると思いますので、そういった事もあるって一応調査委員というのは名前だけで実際に調査をして報告をした事がなかったのかなと思われそうですが、皆さんこれではやはりおかしいのではないのかというのがありましたら意見を出して戴きたいと思います。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>あと前回平井委員からありましたその利用権設定について地図も添付した方がよろしいのではないのかというのもありましたので、併せて審議した方がよろしいかと思います。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>その字絵図の添付ですね、ただ字絵図の添付となると案件々全てやると相当な冊数になると思われかもしれませんが、その中でやるとすれば新規設定の部分に関して字絵図を添付するとかそういった取り組みであれば出来るのではないかと思います。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>調査報告ではなくて担当地区でこういう流動化があったという事を担当が分かれば良い話しであって、こういう流動化がありましたよとその担当は自分の地区であればここはこういう流動化があったのだなと確認をすれば良いだけではないかと思うのです。調査報告という調査をして報告をしなければならぬという事になりますので、字絵図についても地区の担当が分かれば良いのではないかと思いますけれども。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>その通りではあるのですが。</p>

事務局	<p>(川内局長)</p> <p>ですので、この右側の記載が調査委員になっていますのでそれを担当地区委員にすれば良いのではないのでしょうか。それを農業委員にするのか推進委員にするのかをご審議願います。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>農業委員とするのか推進委員とするのかが出て来ます。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>実際動くのは推進委員ですよ。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>現場で活動するのが推進委員という事になっていますので、推進委員で上げるのが妥当ではないかと思っていますが、そこら辺がまだ上の方もはっきりしない部分があるのです。各農業委員会の中で話し合っても良い案件ではないかと思っています。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>ここは担当推進委員と記載すれば良いのではないのでしょうか。その方が良いと思いますけれども。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>そうした方が推進委員も活動しているというのも実態として分かるかも知れませんね。農業委員の名前しか出て来ないとなると推進委員も活動しているのに活動を何もしていないと言われても困るし、良いのでしょうか。それと字絵図の方は再設定の部分については無しにして新規の部分について添付するようにしましょうか。法的な根拠は何もありませんがどうしましょうか。これは新規の設定の部分について添付するようにしましょうか。笠利の土地を名瀬の委員が見ても分からないとは思いますがけれども。</p>
1 6 番	<p>(平井委員)</p> <p>これは法務局の字絵図ではなくゼンリンの地図で分かれば良いという事です。</p>
事務局	<p>(池次長)</p>

そうですね、場所が分かれば良いです。

議長

(前山会長)

字絵図よりも却ってそっちの方が良いと思います。そういった事でこの利用権設定の案件につきましては、新規設定の分につきましては図面を載せると添付するという事で、字絵図ではなくてゼンリンの案内図が分かりやすいと思いますのでそちらを添付するようにいたしましょうね。調査委員の報告の有無については無しでよろしいですね、調査もしませんし報告もなしという事で進めます。それと先程協議の中で事務局から出ましたけれども、その利用権設定の資料のコピーをして相手に渡すのか渡さないのか、これは今までやっていなかったのですがこれをした方が良いのか、勿論した方が良いにこした事はないと思いますが、それを交付したり郵送する予算も実際には無い訳でやるとしても来年度からの予算措置をしないと切手等の予算措置がされていないので出せないとは思いますが、一番良いのは本人が持って来た時にコピーをして自分で貰っていくか本人がコピーしてくれれば助かるのですが、そこまで中々事務局として対応は出来ないと思います。言われてパソコンを開けば分かるのですが全てを把握するのは無理な話で不可能ですので、そこら辺も事務局の方で事務手続きの方で何か良い方法があったら検討して貰う事にいたします。極力この設定者に対しては自分でコピーをして貰うようお願いするか希望があればコピーして渡すとかして、対応していけるようにして貰いたいと思いますのでその点はよろしくお願いいたします。担当地域の農業委員さん、また、推進委員さんもそうですが、こういった流動化があった場合にはここはこうやって借りているのだなと利用権設定を頭の隅に置いていて気を付けておいて下さい。よろしく申し上げます。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

これから協議会へ移します。

・懇親会について

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成28年12月22日

奄美市農業委員会
会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作製者 川内 進

